

No. 27

制 度 名	小児救急医療支援事業費補助	主管課名	医療政策課・医療整備 G																	
		問合せ先	029-301-3186																	
目的・趣旨	休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療の確保																			
〔対象団体〕 2 地域（常総地域、稲敷地域）に該当する市町村及び茨城西南広域市町村圏事務組合 〔対象事業〕 地域の小児科を標榜する病院が輪番制等により小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整え運営する事業に対し、市町村が補助する事業 〔補助要件等〕 ○地域設定は、原則として二次保健医療圏単位とする。 ○病院は、常勤の小児科医師が 1 名以上配置され、相当数の病床を有し、小児重症救急患者の第二次救急診療機能を有する病院とする。 ○当番日の病院数は、原則として 1 病院とする。 〔対象経費〕 小児救急医療輪番制病院の運営に必要な給与費、報償費 〔補助限度額等〕 補助基準額 ・休日午前 8 時から午後 6 時まで診療を行う地域 26,310 円×診療日数 ・休日午前 8 時から午後 6 時までの間に、連続して 5 時間以上診療を行う地域 22,120 円×診療日数 ・休日午前 8 時から午後 6 時までの間に、連続して 3 時間以上 5 時間未満診療を行う地域 13,720 円×診療日数 ・午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行う地域 46,092 円×診療日数 ・午後 6 時から翌日午前 8 時までの間に、連続して 5 時間以上診療を行う地域 22,120 円×診療日数 ・午後 6 時から翌日午前 8 時までの間に、連続して 3 時間以上 5 時間未満診療を行う地域 13,720 円×診療日数 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○休日午前 8 時から午後 6 時まで診療を行う地域又は午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行う地域</td><td>—</td><td>2/3</td><td>1/3</td><td>—</td></tr> <tr> <td>●上記以外</td><td>—</td><td>1/2</td><td>1/2</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 〔令和 7 年度当初予算額〕 12,278 千円 〔令和 7 年度補助対象団体〕 常総市他 2 団体 〔備考〕						区 分	国	県	市町村	その他	○休日午前 8 時から午後 6 時まで診療を行う地域又は午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行う地域	—	2/3	1/3	—	●上記以外	—	1/2	1/2	—
区 分	国	県	市町村	その他																
○休日午前 8 時から午後 6 時まで診療を行う地域又は午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行う地域	—	2/3	1/3	—																
●上記以外	—	1/2	1/2	—																